

川崎市消防吏員貸与品の貸与等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防吏員服制等に関する規則（昭和58年川崎市規則第48号。以下「規則」という。）第8条及び第10条並びに川崎市消防吏員服制等に関する規程（平成13年消防局訓令第7号。以下「規程」という。）第3条及び第8条の規定に基づき、川崎市消防吏員の貸与品の貸与、再貸与、返納、弁償及び廃棄その他必要な事項を定めるものとする。

(貸与品の貸与)

第2条 規則第3条に規定する貸与品（以下「貸与品」という。）の貸与は、消防局長が消防吏員に貸与品等貸与希望調査を実施し、調査実施年度内に翌年度分の貸与品として貸与するものとする。

2 消防局長は、消防局の課長（担当課長（課に所属する担当課長を除く。）及び隊長を含む。）及び消防署長（以下「所属長」という。）に、所属消防吏員が翌年度分として希望する貸与品について、調査させるものとする。

3 貸与品の調査に関する事務について、消防情報管理システムを利用することができる場合は、原則として、消防情報管理システムにより行うものとする。

4 所属長は、貸与品の調査等に関する事務を行うため、所属被服管理者を置く。

5 第1項の貸与は、次の各号に掲げる者については原則として実施しない。

- (1) 調査実施年度の初任教育生
- (2) 調査実施年度の派遣者及び1年以上の休職者
- (3) 調査実施年度の退職予定者

(貸与品の再貸与)

第3条 貸与品の再貸与は、貸与品再貸与申請書（第1号様式）により消防局長

に申請しなければならない。

(貸与品の返納)

第4条 貸与品の返納を受けた所属長は、貸与品返納報告書(第2号様式)により消防局長に報告しなければならない。

(貸与品の弁償)

第5条 貸与品の弁償は、貸与品弁償報告書(第3号様式)により消防局長に報告しなければならない。

(貸与品の廃棄)

第6条 貸与品の廃棄は、貸与品廃棄届出書(第4号様式)により所属長に報告しなければならない。

2 所属長は毎年度末において、前項の規定に基づき、貸与品廃棄届出書を取りまとめ消防局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

第 年 月 日
号

消 防 局 長 様

所属長名

貸与品再貸与申請書

川崎市消防吏員服制等に関する規則第4条の規定に基づく貸与品の再貸与について、
次のとおり申請いたします。

階級

所属

職員コード

氏名

品 目	サ イ ズ	数	摘	要
申請理由				
備考				
被服出納簿	年	月	日	記帳

第3号様式

第 年 月 日
号

消 防 局 長 様

所属長名

貸与品弁償報告書

川崎市消防吏員服制等に関する規則第7条の規定に基づく貸与品の弁償について次のとおり申請いたします。

階級

所属

職員コード

氏名

品	目	数	金	額	備	考
弁 償 合 計 額						
弁償金算出式						
調整価格						
貸与残期間 (月)						
× <u> </u>						
貸与期間 (月)						
処 理 経 過		年 月 日 第 号により納金				

